

令和2年第15回教育委員会定例会
(8月4日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年8月4日(火) 午後2時01分から午後2時18分

○場 所 台東区役所 10階 1003会議室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 議案審議

第27号議案 令和3～6年度使用 台東区立中学校教科用図書採択について

第28号議案 令和3年度使用 台東区立特別支援学級教科用図書採択について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う指定管理施設休業等に係る令和元年度分の損失補償について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和2年9月の行事予定について

3 その他

午後2時01分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第15回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、お伺いします。

教育長報告の協議事項、学務課のアについては、議会報告前の案件等であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第27号議案・第28号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の対案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに、第27号議案を議題といたします。なお、関連する、第28号議案についても、一括して議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第27号議案、令和3～6年度使用台東区立中学校教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき提出するものでございます。

本件につきましては、先日7月21日の第14回定例教育委員会にてご報告させていただいたところですが、概要について改めてご説明させていただきます。

お手数ですが、第27号議案、令和3～6年度使用台東区立中学校教科用図書採択についての裏面をご覧ください。本年度は、令和3～6年度に使用する中学校教科用図書につきまして、令和元年度の検定合格図書の中から、ご覧の全教科について採択を行います。

教科用図書の採択に当たり、調査研究委員会作成の報告書につきましては、既に教育委員の皆様にご提示させていただいたところでございます。

概要についての説明は以上でございます。

続いて、第28号議案、令和3年度使用台東区立特別支援学級教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に

基づき提出するものでございます。

固定制の特別支援学級におきましては、年度ごとの子供たちの障害の状況や学年の人数校正などに対応するため、教科用図書採択を毎年度行っております。

固定制の特別支援学級では、文部科学省検定済教科書、いわゆる本区が採択した教科書のほか、特別支援学校用文部科学省著作教科書を使用することができます。また、学校教育法付則第9条により、検定教科書文部科学省著作教科書以外の一般図書を教科用図書として使用することもできます。

なお、一般図書を教科用図書として選定する場合は、児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性などに応じて、文字が見やすいか、表現は分かりやすいか、挿絵は効果的か、取り扱う題材は指導計画に即したのか、その他人権上の問題はないか等の観点から、各学級の児童・生徒にとってふさわしい図書を選定しています。

本区におきましては、蔵前小学校、松葉小学校、金童小学校、柏葉中学校の4校に、いずれも知的障害の特別支援学級を設置しておりますが、教科用図書の選定に当たっては、各特別支援学級設置校に教科用図書資料作成委員会を設置し、各学校の教育目標及び特別支援学級の経営方針に基づき、調査・研究を行い、様式3をもって調査結果を報告いただきました。

裏面をご覧ください。事務局では、特別支援学級設置校の調査結果を一覧で見ることができるよう、別表資料を作成いたしました。資料につきましては、今年度の中学校の教科用図書採択同様に、既に教育委員の皆様へ個別に配付させていただいております。教育委員の皆様方には、今後本資料に基づきまして内容の検討を進めていただき、台東区立特別支援学級教科用図書の採択を賜りたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、ただ今の説明につきましては、ご了承願います。

続きまして、中学校及び特別支援学級教科用図書採択の審議方法について、私から申し上げます。

教科用図書採択につきましては、本日と18日の定例会の2日間にわたって審議したいと思っております。本日は、審議の進め方について協議することとし、どの発行者の教科書を採択するかの具体的な審議につきましては、18日に開催する定例会で行うことにさせていただきます。まず、この審議方法でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ありませんので、教科用図書採択の審議はそのように進めさせていただきます。

次に、18日の本案件の進め方について申し上げます。はじめに中学校教科用図書、次に特別支援学級教科用図書について審議いたします。

中学校教科用図書については、私たちはこれまで、慎重に討議を行うために当初から一貫して、教科用図書の発行者名をあえて伏せて、アルファベットに置き換えた状態で教科用図書の内容を確認し、検討してまいりました。審議の際には、発行者名をA者、B者というように、アルファベットでご発言くださいますようお願いいたします。審議した結果、仮決定する1者を決定することになりますが、その時はじめて、私たちが選んだ教科書が、どの発行者の教科書であるかを公表したいと思います。なお、仮決定後に、審議を行った全てのアルファベットの発行者名を公表いたします。

特別支援学級教科用図書については、年度ごとの子供たちの障害の状況等を考慮して審議及び仮決定していきたいと思っております。

この進め方でいかがでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 それではそのように進めさせていただきます。

その後、委員会を休憩とし、休憩中に、事務局には仮決定した内容を基に、議案を用意していただきます。準備ができ次第、委員会を再開し、作成した議案により、採択の議決を行いたいと考えております。

18日の本案件の審議方法については、以上のように進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 それでは、18日の本案件の審議方法については、そのように進めさせていただきます。

以上で、第27号議案及び第28号議案の本日の審議は終了いたします。なお、これらの議案については継続審議とし、18日開催の定例会において引き続き審議いたします。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和2年9月の行事予定について、ご報告いたします。資料は2をご覧ください。

9月につきましては、7日月曜日に教育委員会、それと14日月曜日に教育委員会定例会、それぞれ予定をしておりますので、ご出席のほどよろしくお願いたします。

行事予定についての報告は、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件につきまして、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いします

(傍聴人退室)

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○矢下教育長 日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項ア、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う指定管理施設休業等に係る令和元年度分の損失補償についてでございます。

本件は、学務課・生涯学習課・スポーツ振興課の3課にわたる案件になりますが、学務課でまとめてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

項番1、休業等に係る損失補償の考え方です。今回の補償は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う、指定管理施設休業等への補償となります。施設の休業等は、予期せぬ緊急事態対応であり、区または指定管理者いずれの責めにも帰すことができないので、指定管理者に不利益が生じることなく、かつ、合理性の認められる範囲内で区が令和元年度分の当該損失相当分を負担するものです。

項番2、補償対象経費です。対象経費は、指定管理運営経費の一部に利用料金収入等を充てている施設において、今般の休業要請等にあたり、管理運営経費損失分となります。

項番3、補償対象施設及び補償額です。教育委員会としましては、少年自然の家「霧ヶ峰学園」、社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの2施設が対象となります。補償額は2施設合計で181万7,011円となります。

項番4、補正予算額の案でございます。補正予算額は、181万8,000円となります。

項番5、今後の予定につきましては、8月20日政策会議にて、区全体の補償対象施設、対経費等の決定、第3回定例会にて、補正予算案提出及び企画総務委員会で報告、補正予算案可決後、指定管理者の請求により、順次支払いを行ってまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 事柄は十分納得がいくものだと思いますけど、合理性の認められる範囲でというものの算定はどういうふうにされるのでしょうか。

○学務課長 こちらにつきましては、区全体で考え方を統一しておりまして、令和元年度

の予算額と決算額の利用料金等の収入額を比較をして、差額の赤字分を補填額に計上しております。

○高森委員 今回の回答で私も納得したのですが、これは令和元年度分の実際に生じている実損額という事で、この額については、具体的にはどのようなものが含まれているのでしょうか。

例えば学務課の扱いの少年自然の家は13万円程度ですけれども、こちらの社会教育センターとか、様々な施設のほうは、かなりの額になっており、具体的にはこれは、利用がなかったからということなのか、その他の部分で当初の予算額と差が出ているのか、その辺をお聞かせください。

○生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。今回補填する中身と言いますか、実際に指定管理者のほうで損失が生じている部分といたしましては、利用料金制度を取っている中で、利用の自粛を求めていることと、通常であればそのキャンセルに対して半額のカウントとかでするところについて、コロナの対応ということで全額還付ということで対応させていただいたということで、令和元年度のほうは、そちらの内容の部分を鑑みて補填させていただくということになります。

令和2年度につきましては、そもそも4月と5月については休館させていただいていた、そういったこともございますので、その辺については今後考えていく必要があるだろうとは考えてございますが、まだ具体的にどのように補填していくかの内容につきましては、まだ決定していない状況でございます。

○高森委員 この施設自体の予算というのは、どのような形で組まれているのでしょうか。

○生涯学習課長 基本的には指定管理を受ける段階で、5か年の計画等を組んでいただいておりますので、それに基づいて各年度、当初予算を組んでいただいているという状況でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもって、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時18分 閉会